

平成30年度事業計画

基本姿勢

～信頼に応え得る司法書士～

はじめに

市民が我々に登記等の事件を依頼するのはなぜか。それは、国が定めた司法書士法に基づいて業務を行う司法書士制度があり、その制度が信頼されているからである。その信頼は、制度を守り更なる発展をすべく、先達、そして、現在の我々が、登記業務においては人・物・意思・実体関係の確認を行うことにより正確な登記を実現することにより依頼者の権利を保護し、裁判業務においては依頼者の権利の実現のために行動し、成年後見業務においては高齢者・障がい者の権利擁護のために活動するという日々の業務の積み重ねにより築き上げられてきたものである。

今、国を挙げて取り組んでいる空家等問題、所有者不明土地問題、相続登記未了問題、成年後見制度の利用促進、これらの問題解決の手段の一つの方法として、我々司法書士に重要な役割が期待されているが、これは我々への信頼が大前提とされている。また、導入が予定されている不動産登記における資格者代理人方式による申請は、添付書類の原本を資格者代理人が確認すれば、法務局に提供するのはその添付書類をPDF化したものでよいという従来の概念を覆すような方式であるが、この方式が実現されるのも我々が積み上げてきた信頼があるからである。

これらの動きは、少子高齢化問題、人口減少問題、都市部への人口集中化、不動産に対する価値観の変容、法制度の不備、グローバル化など様々な要因によるものであり、全て国民一人一人、そして国全体に大きな影響を及ぼすものである。

我々は、国の未来のためにも、国民のためにも信頼を前提としたこの期待に応え、全力で取り組んでいかなければならない。

しかし、この期待に応えられない場合、信頼を壊してしまう場合はどうか。司法書士制度の維持発展は望めないであろう。

我々自身、そして、未来の会員のためにも我々は信頼を維持発展させ、期待

に答えるべく共通の意識を持って行動を起こさなければならない。

以上の基本姿勢を前提に、本年度における重点事業を以下に記す。

1 研修事業

司法書士への信頼は、個々の会員の能力が担保され、常に資質向上を図っていくことで守られる。基本的には各会員が自己研鑽に努めることが第一であるが、会としては、法改正及び制度改正への対応、情報提供及び実務能力の向上に関する研修を実施し、各会員の研鑽へのきっかけを作らなければならない。

本年度も、引き続き民法改正（債権分野及び相続分野）や相続手続のほか、簡裁代理権及び裁判所提出書類作成業務、更に国を挙げて取り組んでいる事業承継に関する研修会を開催する。

2 相談事業

各会員が日々行っている相談業務に加えて本会が相談会を開催する意義は、制度として市民への法的サービスの提供という面があるが、同時に制度広報としての役割もあり、また、相談員を担当することによりスキルアップも図ることができるものである。

昨年度は、空家等問題、所有者の所在の把握等が困難な土地問題、相続登記未了問題への対応と関連して、特に相続に関する相談会を重点的に開催した。本年度も引き続き同様の相談会を開催するとともに、従来の相談会の開催、加えて関係機関・団体からの依頼に応じた相談会にも臨機応変に対応していきたい。

3 広報事業

司法書士制度の一番の広報は、各会員による日々の確実な業務の積み重ねであるが、本会としては、市民や社会の要請に応え得る制度であることを外部に発信していく必要がある。大規模会のように潤沢な予算を投入した広報はでき得ないが、限られた予算内で最大限の効果を図るためにメディアを活用する等工夫した広報を行っていく。

また、昨年度は大雪によって中止とした相続に関する市民公開講座・相談会を改めて開催し、司法書士が相続手続の専門家であることを積極的にアピールする。

社会に出る前の学生向けの法律教室については、会員の協力の下、継続実施しているところであるが、現在使用している統一教材は、法改正に必ずしも対応しているものではなく、加えて講師の能力に依拠しているのが現状で

ある。成年年齢の引下げも迫る中、学生の法律意識の向上に資するための制度として取り組むことは重要であることから、新入会員も含めてどの会員が講師をしても同質の内容の講義が確保できるよう教材の見直しを行うこととする。

4 自治体との連携

空家等問題、所有者の所在の把握等が困難な土地問題、相続登記未了問題、成年後見制度の利用促進、これら課題への対応には自治体との連携が欠かせない。既に本会と空家等対策に関する協定を締結している自治体もあり、空家等対策協議会に委員も派遣しているところである。本年度も、これらの要請に応えるとともに、特に所有者不明土地問題に関し、自治体職員に向けた勉強会を開催し、いつでも相談に対応でき得る態勢を構築したい。また、成年後見制度の利用促進については、リーガルサポート福井県支部への支援を行うとともに、段階によっては、日本司法書士政治連盟福井会の協力の下、議会や議員への働き掛けも視野に入れたい。

5 当会の運営

司法書士会は、会員の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的としている。万が一、制度への信頼を損なう事態が生じたときは、速やかに適正な手続の下、その対応措置を講じていかなければならない。同時に、会として、会員の利益保護を図っていくことも、当然に必要である。

事務局の運営においては、改正個人情報保護法の全面施行を受けて昨年度に制定した規程に基づき、具体的な情報の取扱いに関するマニュアル等の作成を行う。また、災害等の非常時の事務局体制についても緊急時用備品の備付け等をするとともに、事務局職員の安全の確保、会員に対しての連絡体制の確立のための検討を行う。

本会の重要な資産である司調合同会館については、昨年6月に事務所移転を終えたところであるが、建物の老朽化に伴う修繕費の財源の確保をどうするか、会員数の増加が見込めない現状及び将来を見据え、今後も不動産を保持していくことが適切か否か等の検討も必要であると考え。そのために土地家屋調査士会と情報を共有しながら、会員の負担を極力減らすための方策について鋭意検討を進めることとしたい。

1 会員の業務に関する事業

- (1) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項
- (3) 市民窓口の運営
- (4) 職務上等請求書の適正使用の指導
- (5) 会則，規則及び規程等の検討
- (6) 司法書士法違反に関する調査
- (7) 紛議調停に関する対応
- (8) 総合相談センターの運営
- (9) 司法書士業務賠償責任保険に関する事項
- (10) 職印証明書の発行
- (11) 補助者証の発行
- (12) 業務図書等の斡旋，頒布
- (13) 法改正・制度改正への対応
- (14) 民事法律扶助制度の利用促進
- (15) オンライン申請利用促進に関する事項
- (16) 成年後見制度利用促進に関する事項
- (17) 法司協議の実施
- (18) 日本司法支援センターとの連携
- (19) 簡裁代理業務を含む裁判事務の受託推進に関する事項
- (20) 国民に対して提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (21) 事業承継・財産承継業務に関する情報収集

2 研修に関する事項

- (1) 新人特別研修の実施
- (2) 会員研修会の開催
- (3) 特別研修に対するサポート
- (4) 日司連主催研修会への参加奨励
- (5) 研修制度の調査研究

3 司法書士制度の広報に関する事項

- (1) 各種相談会の開催
- (2) 司法書士の日記念事業の実施
- (3) 法教育活動の推進
- (4) ホームページの運営
- (5) 他団体が実施する相談会・講演会への相談員，講師の派遣
- (6) その他広報活動

4 関係機関・関係団体との連携に関する事項

- (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福井県支部への支援及び連携に関する事項
- (2) 一般社団法人福井県公共嘱託登記司法書士協会への助言及び連携に関する事項
- (3) 日本司法書士政治連盟福井会との連携に関する事項
- (4) 福井県土地家屋調査士会との連携に関する事項
- (5) 各自治体との連携に関する事項
- (6) その他関係機関・関係団体との連携に関する事項

5 会の運営に関する事項

- (1) 各種資料及び情報の伝達収集
- (2) 事務局の運営
- (3) 福井会ネットの運営及び見直し
- (4) 合同会館の在り方についての検討

6 その他渉外に関する事項